

番号: 150452  
 国名: ホンジュラス  
 担当部署: ホンジュラス事務所  
 案件名: 地方開発のための自治体能力強化プロジェクト(公共事業管理)

**1. 担当業務、格付等**

- (1) 担当業務: 公共事業管理
- (2) 格付: 2号
- (3) 業務の種類: 専門家業務

**2. 契約予定期間等**

- (1) 全体期間: 2015年8月下旬～2015年10月中旬
- (2) 業務 M/M: 国内 0.25M/M、現地 1.8M/M (合計 2.05M/M)
- (3) 業務日数: 準備期間 3日 現地調査期間 54日 整理期間 2日

**3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 1部
- (2) 見積書提出部数: 1部
- (3) 提出期限: 7月1日(12時まで)

提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出  
 期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易  
 プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>  
 「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入につ  
 いて」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA 本  
 部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意  
 ください。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

- (1) 業務の実施方針等:
    - ① 業務実施の基本方針 16点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等:
    - ① 類似業務の経験 40点
    - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 12点
    - ③ 語学力 16点
    - ④ その他学位、資格等 12点
- (計100点)

類似業務	PCM手法を用いた住民参加型地域開発に係る各種業務
対象国/類似地域	ホンジュラス/中南米
語学の種類	スペイン語(語学は認定書(写)を添付してください。)

**5. 条件等**

- (1) 参加資格のない社等: 特になし
- (2) 必要予防接種: 特になし

## 6. 業務の背景

ホンジュラスでは、1990年以降、地方分権化が推進され、市に地域社会開発事業の計画・実施・管理が委任されているが、市のほとんどは人員も少なく、組織として脆弱で行政能力が低いため、分権化に伴って委譲される権限や資金を地域開発に十分に活かしきれていない。

係る状況下、JICAは2006年9月から2010年10月まで、ホンジュラス西部地域10市を対象に「西部地域・開発能力強化プロジェクト」(以下、第1フェーズ)を実施した。第1フェーズでは、市が中央から移転される交付金などの資金を適正な形で活用し、地域住民のニーズに即した行政サービス提供を円滑に実施するための計画や実施の手法(以下、FOCALプロセス)を開発し、パイロット地区でその手法を試験的に実施した。なお、FOCALプロセスとは、①住民参加型センサス調査、②コミュニティ開発計画(PDC)の策定、③市開発計画(PDM)の策定及び予算化(多年度投資計画(PIMP)、年次投資計画(PIMA)の編成)、④事業化(小規模開発事業の形成・実施、維持管理)、以上の4つのステップで構成されている。

第1フェーズで開発されたFOCALプロセスは、地方開発のための分権化推進と市の能力強化を進めるための有効な手段としてホンジュラス政府に高く評価され、FOCALプロセスを全国的に展開するために、現在、第2フェーズとなる「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」を人権・司法・内務・地方分権省をC/P機関として2011年10月から2016年11月までの予定で実施中である。

FOCALフェーズ2では、長期専門家2名(チーフアドバイザー/地方行政、業務調整/自治体間連携)を現地派遣中であるほか、2011年～14年度までに、合計4名の短期専門家(1.生活改善/村落開発、2.能力開発/評価、3.研修計画/モニタリング強化、4.公共事業管理)が派遣された。

第1フェーズで小規模インフラ整備事業に特化していた事業実施のコンポーネントを、第2フェーズでは、より多くの市でインフラ事業のみならず、より広範な開発課題や様々なニーズに対応できるよう、市の開発事業の計画策定、実施促進、運営管理を支援することを目的として短期専門家派遣を行った(13年度、地域開発/参加型事業計画策定及び実施促進、2014年度、公共事業管理)。こうした取り組みの結果、2015年2月中旬までに、45市で第3ステップの市開発計画策定が終了し、更に最終ステップである事業実施・管理については、17市で30パイロット事業(内、7市12件終了)が実施された。

2014年5月の中間レビュー調査の提言を受けて、プロジェクト目標(※以下参照)の評価指標が「少なくとも45市においてFOCALプロセスの適用により連続して2年間、市の開発事業が実施されている」と変更された。2015年度は、実質的に本プロジェクトの最終年度でもあり、プロジェクト成果の取りまとめ作業の一環として、パイロット事業が進む45市について、年次投資計画(PIMA)策定、その予算化と事業化についての状況を調査し、この結果をまとめる必要がある。また、監督官庁であるC/Pが、政令(2013年8月28日付政府官報)に基づいて、策定された市開発計画(PDM)の登録、認証、計画実施の進捗把握、及び成果管理を行う必要があるところ、各市での予算化や事業化についての的確なアドバイスを行えるようC/Pに対して、提言していくことが期待される。

(※)プロジェクト目標「地方開発において、地域の資金や人的資源の活用が最適化され、地方開発において住民が参加できるよう、市連合会の支援を通じ、対象市においてFOCALプロセスが適用される。」

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、終盤に差し掛かった本案件第2フェーズにおいて、プロジェクト目標の今後の確実な達成のため、以下の業務を行う。

市開発計画(PDM)を策定した45市(2015年2月中旬現在)の中から、特に最終の第4ステップ(パイロットプロジェクト実施)を終了、または実施中の市を対象として、市開発計画(PDM)/多年度投資計画(PIMP)に基づき作成された年次投資計画(PIMA)の予算化、事業化(2013年、14年、15年度)のプロセスの事例(成果、課題等)を抽出し、提言を含めた取りまとめを行う。又これを踏まえ、PDMの枠組みでの予算化や事業化(市の公共事業管理)を、市が持続的、自立発展的に取り組んでいくための方法を検討し、実施に向けたファシリテーションを行う。

更に、市が実施する公共事業管理に関して、監督官庁であるC/Pが行うべきモニタリングのためのガイドラインを策定し、C/P機関と共有する。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2015年8月下旬)

ア これまでのFOCAL2プロジェクトの業務進捗、成果に関する報告書、関係資料を確認し、当該業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を行う。

イ 現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出する。

(2) 現地派遣期間(2015年8月下旬～10月中旬)

ア 現地業務開始時に、C/P機関、JICAホンジュラス事務所及びプロジェクト専門家に対し、業務実施計画書を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。

イ プロジェクト専門家及びC/Pと共に、FOCALプロセスの第4ステップ(事業実施・管理)にある市(28市)とプロセスの一巡を終了した市(17市)の中から20市程度を選び、各市での投資計画(PIMA)の予算化(POA:2013～15年度投資事業リスト)と事業化(2013～15年度事業実施状況)のプロセスの進捗を確認し、その事例を分析・検証の上、取り纏め(成果、問題点、課題の抽出)を行う。必要に応じ、現地での調査を実施する。

ウ イの成果に基づき、市開発計画(PDM)の枠組みでの予算化・事業化(公共事業管理)におけるFOCALプロセス運用(市での参加型計画策定プロセスと事業化プロセスを統合させた公共事業管理手法)の意義や、市での持続的、自立発展的な公共事業管理のための改善点や年次投資計画(2016年度を念頭)等の更新、策定のための作業プロセス、手順について提言をまとめる。

エ C/Pに対して、PDMに沿った市での事業化プロセス(市の公共事業)での進捗・成果管理(アウトプット、メリットの抽出)に関して必要な文書化(各既存資料の収集整理、関連資料作成、収集の基準化、広報資料作成等)についての助言を行う。

オ エに関連して、C/Pやプロジェクト専門家等と協議の上、C/P機関により登録、認証されたPDMに基づき、市が事業化するまでのプロセス(PIMA年次投資計画⇒予算編成⇒個別案件の予算確保と事業化⇒事業実施⇒事業の成果と維持管理プラン)において、C/Pがモニタリングするためのガイドラインを策定する。

カ C/Pやプロジェクト専門家等と協議の上、現地派遣期間終了後にC/P等がフォローすべき事項や活動内容について確認する。

キ 現地業務完了に際し、現地派遣での活動成果及び今後プロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書(和文、西文)として取りまとめ、C/P及びJICAホンジュラス事務所に報告、提出する。

(3) 帰国後整理期間(2015年10月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)のJICA産業開発・公共政策部への提出及び報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)とする

(1) 業務実施計画書

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所)

西文2部 (C/P機関、JICAホンジュラス事務所)

(2) 現地業務結果報告書

同報告書の別添資料として各市での年次投資事業計画形成(PIMA)と予算編成、事業実施、維持管理のプロセスに係るC/P用のモニタリングのためのガイドライン(手引書)を含める。

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所)

西文2部 (C/P機関、JICAホンジュラス事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒テグシガルパ⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒成田を標準とします。

(2) プロポーザル提案事項

業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

## 10. 特記事項

(1) 執務環境

① 現地での業務体制

業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

・チーフアドバイザー／地方行政(長期派遣専門家)

・業務調整／自治体間能力強化(長期派遣専門家)

② 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

人権・司法・統治・地方分権化省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する資料は当機構産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融課(TEL:03-5226-6919)にて閲覧できます。

② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト概要 <http://www.jica.go.jp/project/honduras/001/index.html>

(3)その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②ホンジュラス国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、ホンジュラス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上